○政治資金適正化委員会告示第四十号

政治資金規正法施行規則（昭和五十年自治省令第十七号）第二十九条第一項の規定に基づき、登録政治資金監査人証票を亡失した旨の書面の提出があったので、次のとおり公告する。

平成二十九年六月二十七日　政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男

登録番号	氏名	登録政治資金監査人証票の番号	亡失年月日
二〇九四	宮崎　一博	三八六五　二九、一、一	

○厚生労働省告示第二百二十八号

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第十八条第一項及び第二項の規定に基づき、平成二十九年八月一日（以下「適用日」という。）以後の同条第四項に規定する自動変更対象額を次のように変更し、平成二十八年厚生労働省告示第二百九十九号（雇用保険法第十八条第一項及び第二項の規定に基づき同条第三項に規定する自動変更対象額を変更する件）は、平成二十九年七月三十一日限り廃止する。ただし、適用日前の基本手当の日額の算定、高年齢受給資格に係る離職の日が適用日前である高年齢受給資格者に係る高年齢求職者給付金の額の算定及び特例受給資格に係る離職の日が適用日前である特例受給資格者に係る特例一時金の額の算定については、なお従前の例による。

平成二十九年六月二十七日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

一　雇用保険法（以下「法」という。）第十六条第一項の規定による基本手当の日額の算定に当たって、百分の八十を乗ずる賃金日額の範囲となる額であって、法第十八条第一項及び第二項の規定による変更後の額　二千四百七十円以上四千九百四十円未満の額

二　法第十六条第一項（同条第二項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定による基本手当の日額の算定に当たって、百分の八十から百分の五十（同条第二項において読み替えて適用する場合にあっては、百分の四十五）までの範囲の率を乗ずる賃金日額の範囲となる額であって、法第十八条第一項及び第二項の規定による変更後の額　四千九百四十円以上一万二千百四十円以下（同条第二項において読み替えて適用する場合にあっては、四千九百四十円以上一万九百二十円以下）の額

三　法第十七条第四項第一号に掲げる額であって、法第十八条第一項及び第二項の規定による変更後の額　二千四百七十円

四　法第十七条第四項第二号に掲げる額であって、法第十八条第一項及び第二項の規定による変更後の額　次に掲げる受給資格者の区分に応じ、それぞれに定める額

イ　法第十七条第四項第二号イに掲げる受給資格者　一万五千六百五十円

ロ　法第十七条第四項第二号ロに掲げる受給資格者　一万六千四百十円

ハ　法第十七条第四項第二号ハに掲げる受給資格者　一万四千九百十円

ニ　法第十七条第四項第二号ニに掲げる受給資格者　一万三千四百二十円

○厚生労働省告示第二百二十九号

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第十九条第二項の規定に基づき、平成二十九年八月一日以後の同条第一項第一号に規定する控除額を千二百八十七円に変更し、平成二十八年厚生労働省告示第三百号（雇用保険法第十九条第二項の規定に基づき同条第一項第一号に規定する控除額を変更する件）は、平成二十九年七月三十一日限り廃止する。ただし、同日以前に得た収入に係る控除額については、なお従前の例による。

平成二十九年六月二十七日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

○厚生労働省告示第二百三十号

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十一条第七項の規定に基づき、同条第一項第二号に規定する支給限度額を三十五万七千八百六十四円に変更し、平成二十九年八月一日以後の支給対象月における高年齢雇用継続基本給付金及び同月以後の再就職後の支給対象月における高年齢再就職給付金の額の算定について適用し、平成二十八年厚生労働省告示第三百一号（雇用保険法第六十一条第七項の規定に基づき同条第一項第二号に規定する支給限度額を変更する件）は、平成二十九年七月三十一日限り廃止する。ただし、同月以前の支給対象月における高年齢雇用継続基本給付金及び同月以前の再就職後の支給対象月における高年齢再就職給付金の額の算定については、なお従前の例による。

平成二十九年六月二十七日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

○農林水産省告示第九百九十五号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、平成二十八年十一月一日に消滅したものとみなされる。

平成二十九年六月二十七日　農林水産大臣　山本　有二

1　登録番号　第24551号
2　登録年月日　平成27年10月29日
3　農林水産植物の種類
Lolium multiflorum Lam. ssp. italicum (A. Br.) Volkart
4　登録品種の名称　JFIR-16
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
一般社団法人日本草地畜産種子協会
東京都千代田区神田紺屋町８番地

1　登録番号　第24552号
2　登録年月日　平成27年10月29日
3　農林水産植物の種類
Lolium multiflorum Lam. ssp. italicum (A. Br.) Volkart
4　登録品種の名称　JFIR-14
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
一般社団法人日本草地畜産種子協会
東京都千代田区神田紺屋町８番地

1　登録番号　第24560号
2　登録年月日　平成27年10月29日
3　農林水産植物の種類
Mandevilla Lindl.
4　登録品種の名称　MANBRIGHTPINK
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
株式会社エム・アンド・ビー・フローラ
山梨県北杜市小淵沢町上笹尾3181－4

1　登録番号　第24561号
2　登録年月日　平成27年10月29日
3　農林水産植物の種類
Mandevilla Lindl.
4　登録品種の名称　MANREGALRUBY
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
株式会社エム・アンド・ビー・フローラ
山梨県北杜市小淵沢町上笹尾3181－4

○農林水産省告示第九百九十六号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、平成二十八年十一月二日に消滅したものとみなされる。

平成二十九年六月二十七日　農林水産大臣　山本　有二

1　登録番号　第21206号
2　登録年月日　平成23年11月１日
3　農林水産植物の種類
Dendrobium Sw.
4　登録品種の名称　ワインハーモニー
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
永利茂信
福岡県小郡市上西鬱坂962番地

○農林水産省告示第九百九十七号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、平成二十八年十一月八日に消滅したものとみなされる。

平成二十九年六月二十七日　農林水産大臣　山本　有二

1　登録番号　第8498号
2　登録年月日　平成12年11月７日
3　農林水産植物の種類
Impatiens L.
4　登録品種の名称　キンプケ
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
有限会社ジェー・アンド・エッチ・ジャパン
愛知県長久手市砂子607番地

○農林水産省告示第九百九十八号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、平成二十八年十一月九日に消滅したものとみなされる。

平成二十九年六月二十七日　農林水産大臣　山本　有二